

公立大学法人宮城大学 中期目標案・中期計画案

(平成20年12月19日現在)

【修正部分を下線で表示】

宮 城 県

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
第1 中期目標の期間並びに教育研究及び法人運営の基本組織・・・・・・・・ 2	
第2 教育研究の質の向上に関する目標・・・・・・・・ 2	第1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置・・・ 2
1 教育に関する目標・・・・・・・・ 2	1 教育に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・ 2
(1) 教育の成果に関する目標・・・・・・・・ 3	(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・ 3
(2) 教育の内容等に関する目標・・・・・・・・ 5	(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・ 5
(3) 教育の実施体制等に関する目標・・・・・・・・ 13	(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置・・・・ 13
(4) 学生への支援に関する目標・・・・・・・・ 16	(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・ 16
2 研究に関する目標・・・・・・・・ 19	2 研究に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・ 19
(1) 研究水準及び研究成果に関する目標・・・・・・・・ 19	(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置・・・ 19
(2) 研究の実施体制等に関する目標・・・・・・・・ 21	(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置・・・・ 21
第3 地域貢献等に関する目標・・・・・・・・ 23	第2 地域貢献等に関する目標を達成するためとるべき措置・・・・・・・・ 23
1 地域貢献に関する目標・・・・・・・・ 23	1 地域貢献に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・ 23
(1) 県民の高等教育機関としての役割・・・・・・・・ 23	(1) 県民の高等教育機関としての役割・・・・・・・・ 23
(2) 地域社会への貢献・・・・・・・・ 24	(2) 地域社会への貢献・・・・・・・・ 24
(3) 産学官の連携・・・・・・・・ 25	(3) 産学官の連携・・・・・・・・ 25
(4) 大学間の連携・・・・・・・・ 26	(4) 大学間の連携・・・・・・・・ 26
2 国際交流等に関する目標・・・・・・・・ 26	2 国際交流等に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・ 26
	(1) 国際交流を推進するための体制整備・・・・・・・・ 26
	(2) 海外大学等との連携・・・・・・・・ 26
	(3) 留学・留学生支援・・・・・・・・ 27
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

中期目標案	中期計画案
1 運営体制の改善に関する目標・・・・・・・・・・ 27 (1) 理事長を中心とする運営体制の構築・・・・・・・・・・ 27 (2) 戦略的な <u>予算等の配分</u> ・・・・・・・・・・ 28 (3) 学外の有識者等の登用・・・・・・・・・・ 28 2 教育研究組織の見直しに関する目標・・・・・・・・・・ 28 3 人事の適正化に関する目標・・・・・・・・・・ 28 (1) 人事制度・・・・・・・・・・ 28 (2) 評価制度・・・・・・・・・・ 29 4 事務等の効率化・合理化に関する目標・・・・・・・・・・ 29 (1) 事務組織の見直し・・・・・・・・・・ 29 (2) 事務の効率化・・・・・・・・・・ 30	1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・ 27 (1) 理事長を中心とする運営体制の構築・・・・・・・・・・ 27 (2) 戦略的な <u>予算等の配分</u> ・・・・・・・・・・ 28 (3) 学外の有識者等の登用・・・・・・・・・・ 28 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置・・・・・・・・ 28 3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・ 28 (1) 人事制度・・・・・・・・・・ 28 (2) 評価制度・・・・・・・・・・ 29 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置・・・・ 29 (1) 事務組織の見直し・・・・・・・・・・ 29 (2) 事務の効率化・・・・・・・・・・ 30
第5 財務内容の改善に関する目標・・・・・・・・・・ 30 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 (1) 外部資金の獲得・・・・・・・・・・ 30 (2) 自己収入の確保・・・・・・・・・・ 31 (3) 授業料等の適切な設定・・・・・・・・・・ 31 2 経費の抑制に関する目標・・・・・・・・・・ 32 3 資産の運用管理の改善に関する目標・・・・・・・・・・ 32	第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置・・・・・・・・ 30 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措 置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 (1) 外部資金の獲得・・・・・・・・・・ 30 (2) 自己収入の確保・・・・・・・・・・ 31 (3) 授業料等の適切な設定・・・・・・・・・・ 31 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・ 32 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置・・・・ 32
第6 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当 該状況に係る情報の提供に関する目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32 1 自己点検・評価の充実に関する目標・・・・・・・・・・ 32 2 情報公開の推進等に関する目標・・・・・・・・・・ 33	第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当 該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32 1 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための措置・・・・ 32 2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置・・・・ 33

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
第7 その他業務運営に関する重要目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3 1 施設設備の整備・活用等に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3 2 安全管理等に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4 3 人権の尊重に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4	第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置・・・ 3 3 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置・・・ 3 3 2 安全管理等に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・ 3 4 3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・ 3 4
	<p style="text-align: center;">————— (以下については、資料 を参照のこと) —————</p>
	第7 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画・・・・・・ 1 予算(平成21年度~平成26年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 収支計画(平成21年度~平成26年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 資金計画(平成21年度~平成26年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第8 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 想定される理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第9 重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画・・・・・・・・・・・・
	第10 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第11 県の規則で定める業務運営に関する事項・・・・・・・・・・・・ 1 施設設備に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 人事に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 積立金の処分に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(別表) 収容定員(平成21年度~平成26年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>はじめに</p> <p>宮城大学は、平成9年の開学以来「実学主義」を掲げ、「ホスピタリティとアメニティ」、「高度な実学による地域貢献」、「地域に根ざし世界に開かれた大学」という理念のもと、これまで、県内の保健医療福祉界や産業界をはじめとする幅広い分野に多くの人材を輩出するほか、教育研究の成果を地域に還元するなど、県立大学としてその役割を果たしてきた。</p> <p>今日、少子化や大学に対するニーズの多様化など大学を取り巻く状況が大きく変化する中において、県立大学としての宮城大学が担う意義・役割は極めて大きく、将来にわたって地域の期待や要請に応えていくためには、豊かな知性・感性・実践力を身につけた地域に貢献できる人材を育成していくことがこれまで以上に必要となっている。</p> <p>公立大学法人宮城大学は、大学を設置し、及び管理することにより、卓越した教育研究の拠点として、学術文化を振興し、その成果を広く社会に還元するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とするものであり、宮城大学の理念のもと、法人の目的を達成していくため、次のようなことを基本指針として中期目標を策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育の内容を効果的に学生に伝えること（「教育力」）により、学生の学習の達成度と満足度を向上させ、高い「卒業生・修了生の質」を確保する。 2 教育力及び社会貢献力の源泉となる教員の「研究力」を高める。 3 教育研究の「地域貢献度」を高めるとともに、教育研究成果の地域への提供を積極的に行う。 4 職員の高い職務意欲と倫理観に立脚した健全で円滑な運営体制を確立する。 	<p>公立大学法人宮城大学は、法人化による自主的・自律的で、効果的・効率的な運営を行う「県民の大学」として卓越した地域の教育研究拠点となるため、法人運営の指針となる中期目標に基づく具体的な中期計画を次のとおり策定する。</p>

中期目標案

中期計画案

第1 中期目標の期間並びに教育研究及び法人運営の基本組織

1 中期目標の期間

平成21年4月1日から平成27年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究の基本組織

教育研究の基本組織として、次のとおり学部及び研究科を置く。

学部	看護学部 事業構想学部 食産業学部
研究科	看護学研究科 事業構想学研究科 食産業学研究科

3 法人運営の基本組織

法人運営の基本組織として、次の機関を置く。

理事会 経営審議会 教育研究審議会

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことにより、豊かな知性・感性・実践力を身につけた人材を育成し、地域社会に輩出する。

第1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>イ 学士課程</p> <p>「高度な実学を身につけた実践的人材の養成」という教育理念のもと、豊かな人間性の形成及び基礎的な科学力の向上を図るための基盤的な教育を行う「共通教育」と、各学部の学生に専門知識・技術を授け実践的な能力を培う「専門教育」によって、人間性豊かな、地域社会に貢献できる人材を養成する。</p> <p>〔看護学部〕</p> <p>科学的知識、高い看護技術及び豊かな人間性を持ち、地域社会の保健医療分野において活躍できる人材を養成する。</p> <p>〔事業構想学部〕</p> <p>技術の分かる事業者・事業の分かる技術者として、各種事業を総合的にプロデュースでき、地域社会において活躍できる人材を養成する。</p> <p>〔食産業学部〕</p> <p>食材の生産、食品の製造・流通・消費及びリサイクル等について幅広い科学的知識と技術を持ち、ビジネス感覚に富んだ、地域社会において活躍できる人材を養成する。</p>	<p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 学士課程</p> <p>(イ) 共通教育</p> <p>共通教育を支援する「共通教育センター」を設置し、現代の社会人に必要な国際コミュニケーション能力、情報処理能力及び健康で豊かな人間性を養う教育を行うとともに、専門教育を受けるために必要な基礎科学力を底上げする。</p> <p>(ロ) 専門教育</p> <p>〔看護学部〕</p> <p>「共通教育科目」、「専門基礎科目」、及び「専門科目」の相互関連性に配慮し、特に「専門基礎科目」と「専門科目」の各科目の教育内容を精選するとともに、実習等を含め、保健医療の変化や社会的ニーズに対応した科目の必修化や新設を図るなどのカリキュラム改革を実施する。</p> <p>〔事業構想学部〕</p> <p>事業計画系、デザイン系、情報系の<u>学際的な融合</u>を基本として、基礎ゼミから総合研究、卒業研究に至る少人数教育の段階的实施、インターンシップ科目の拡大、経営・起業・会計科目の拡充、専門英語の強化などのカリキュラム改革を実施する。</p> <p>〔食産業学部〕</p> <p>食材の生産、食品の製造・流通・消費及びリサイクル等幅広い「食産業」の実態に的確に対応できる技術力と管理力を十分に習得できるよう、生物・化学・工学系の科目と経済・経営系の科目を的確に組み合わせるとともに、農場実習やケースメソッド、全学科必修のインターンシップなど実践的手法を<u>用いた学際的な融合型</u>のカリ</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>□ 大学院課程 地域の高度人材養成機関として、先端的な専門知識・技術を備え、研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。</p> <p>〔看護学研究科〕 地域現場の課題に対応できる知識・技術及び管理能力・研究能力を持つ専門看護師などの高度専門職業人を養成するとともに、自立的な研究能力を持つ高度専門職業人や研究者・教育者を養成する。</p> <p>〔事業構想学研究科〕 地域の産業振興や地域づくりに関する事業を先導して構想する高度専門職業人を養成するとともに、自立的な研究能力を持つプロジェクトマネージャーや研究者・教育者を養成する。</p>	<p>キュラム改革を実施する。</p> <p>□ 大学院課程</p> <p>〔看護学研究科〕 修士課程に「専門看護師プログラム」(地域保健看護分野,小児発達看護分野,感染看護分野)を設置するとともに,専門共通科目に「看護理論」,「コンサルテーション論」,「看護倫理」,「看護政策論」を,専門科目に実習や課題研究等を開設する。 看護学分野において,高度な研究能力をもって専門的な業務に従事する者や自立的な研究能力を持つ研究者・大学教員を養成するため,博士課程を新設する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【目標年度】 博士課程の新設(平成22年度)</p> </div> <p>〔事業構想学研究科〕 博士前期課程では,高度専門職業人や専門的な研究能力を有する者を養成するため,「高度職業人育成コース」及び「学術研究コース」の履修モデルを明確に示し,ビジネスプラン・地域プラン及び空間デザイン・情報デザインに関する専門的な知識や技術の修得を図る。 博士後期課程では,事業の構想・創出についての高度な研究能力をもって専門的な業務に従事する者や自立的な研究能力を持つ研究者・大学教員を養成する。</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>〔食産業学研究科〕</p> <p>「食」をめぐる課題やニーズに適切に対応できる広範な知識・技術及び研究能力を持つ高度専門職業人を養成するとともに、自立的な研究能力を持つ高度専門職業人や研究者・教育者を養成する。</p> <p>(2) 教育の内容等に関する目標</p> <p>イ 入学者受入方針，入学者選抜</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>大学の理念や学部ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を受験生などに周知し，学力及び意欲が高く，適性に優れた学生の受入れを推進する。また，入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか，高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。</p>	<p>〔食産業学研究科〕</p> <p>修士課程では，「食品イノベーション領域」及び「農・環境イノベーション領域」の2領域の「食品ビジネスマネジメント分野」などの5分野において，「導入科目」，「専門科目」，「総合科目」で構成される教育課程を通して高度に専門的な経営力，技術力，安全管理力，環境管理力及び情報力等の学際的な融合による課題解決型の「イノベーション力」の修得を図る。</p> <p>食産業学分野において，高度な研究能力をもって専門的な業務に従事する者や自立的な研究能力を持つ研究者・大学教員を養成するため，博士課程を新設する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【数値目標・目標年度】</p> <p>博士課程の新設（平成23年度）</p> <p>試験研究機関との連携協定の締結数 3件（平成22年度）</p> </div> <p>(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 入学者受入方針，入学者選抜</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>アドミッション・ポリシーを周知する機会や効果的な方法について検討を行い，本学を志願する受験生やその関係者に対して分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>高校への訪問や出前授業を積極的に行うなど，高大連携を推進する取組を充実する。</p> <p>入学者に対して志望動機などの調査を行うことにより，アドミッション・ポリシーの周知について評価し，その結果を広報活動に反映する。</p> <p>入学者に関する基本的なデータベースの整備，入学後の追跡調査，高校アンケート調査を実施し，一般選抜定員と特別選抜定員，特に推薦入学定員との比率の妥当性や，大学入試センタ</p>

中期目標案

中期計画案

(口) 大学院課程

アドミッション・ポリシーに適合し、高度な実践能力及び研究能力の習得を目指す意欲あふれる人材について、学部卒業生や社会人など多様な分野からの受入れを推進する。また、病院・企業など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

一試験の利用教科・科目や配点の妥当性、個別学力検査や入学選抜単位のあり方等について検討する。

編入学者の受験動向について分析・評価することにより、編入学定員の検討を行う。

科目等履修生、研究生及び特別聴講生の受入要件を明確にする。

留学生の受入れを推進するため、事業構想学部事業計画学科のみで設定している特別選抜枠を、他学部等でも設定する。

【数値目標・編入除く各学部・毎年度】	平成 20 年度入試実績		
	(看)	(事)	(食)
志願倍率(志願者数 / 入学定員) 3 倍以上	3.5 倍	4.2 倍	4.8 倍
実質競争倍率(受験者数 / 合格者数) 2.5 倍以上	2.8 倍	3.2 倍	2.6 倍
入学率(入学者数 / 合格者数) 90%以上	96.8%	95.5%	91.7%

(口) 大学院課程

各研究科におけるアドミッション・ポリシーの周知を図るため、大学院独自のパンフレット作成や、関係機関への訪問説明を行うなど、大学院独自の広報活動を強化する。

学士課程の学生に対する大学院課程進学への意欲を喚起するため、大学院学生をティーチング・アシスタント(TA)として起用し、学部演習への参加を図る。

病院や企業などに勤務する社会人に対する入試科目の軽減や特別選抜の実施など、入学者選抜方法を点検・整備する。

優秀な学生に対する修学機会の拡大を図るため、大学からの飛び級入学や学部からの早期卒業についての制度を整備する。

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>□ 教育課程</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>共通教育においては、英語力、情報処理能力及びコミュニケーション能力の向上を図るための教育課程を編成する。また、専門教育においては、共通教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学部の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。</p>	<p>□ 教育課程</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>共通教育と専門教育の連携を念頭におき、教育課程の充実を図る。</p> <p>a 共通教育</p> <p>英語によるオーラル・コミュニケーション能力を養成するため、30人程度のクラス編成により英語教育を充実するとともに、第二外国語の中国語及びハングル(韓国語)を拡充する。</p> <p>現代社会において必要とされる情報リテラシーや、基礎的な統計処理能力を養成する教育を充実する。</p> <p>学生の情操やホスピタリティ精神を養うため、コミュニケーション能力や芸術などの「人間形成科目」を充実する。</p> <p>基礎的な科学的知識等の習得を図るため、人文・社会科学や自然科学などの「基礎科学」を充実する。</p> <p>b 専門教育</p> <p>〔看護学部〕</p> <p>看護師などの養成のために必要となる履修科目への対応を適時適切に行うとともに、地域社会のニーズに対応した科目の見直しや体系的な編成を行う。</p> <p>臨地実習について、従来の施設実習に加え、地域訪問実習の導入を検討する。</p> <p>専門的な語学力の向上を図るため、専門科目に英語教育を導入する。</p> <p>災害看護プログラムを導入する。</p> <p>〔事業構想学部〕</p> <p>事業計画系、デザイン系、情報系の科目の学際的な融合を図るとともに、起業マインドを育成する科目や、地域のニーズに</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
	<p>対応した科目を充実する。</p> <p>国際インターンシップを導入する。</p> <p>専門的な語学力の向上を図るため、<u>ビジネス英語等のカリキュラム</u>を充実する。</p> <p>経営系科目群の見直しを行う。</p> <p>産業集積人材養成プログラムを導入する。</p> <p>〔食産業学部〕</p> <p>生物・化学・工学系と経済・経営系の<u>学際的な</u>融合や課題解決能力の養成に視点をおいた、体系的なカリキュラム編成を行うとともに、地域のニーズに対応した科目を充実する。</p> <p>国際インターンシップを導入する。</p> <p>専門的な語学力の向上を図るため、<u>ビジネス英語等のカリキュラム</u>を充実する。</p> <p>地域食産業人材養成プログラムを導入する。</p> <p>c 学習機会の拡大</p> <p>学生の学習機会の拡大を図るため、他学部・他学科における聴講制度の弾力化など、学部・学科を超えた履修制度を拡充するとともに、学都仙台単位互換ネットワークを活用し、他大学との単位互換を促進する。また、サテライトキャンパスにおける開講科目数を拡充する。</p> <p>d 国家試験・資格</p> <p>各学部の特性に応じ、国家試験や資格試験に対応した補習授業や模擬試験を設定する。</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>(ロ) 大学院課程</p> <p>学士課程における教育を基礎とし、当該教育との関係に配慮しながら、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人などの養成が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。</p>	<p>(ロ) 大学院課程</p> <p>a 修士課程（博士前期課程）では、高度かつ専門的な職業人を養成するコースと、研究者を養成するコースそれぞれの教育内容について、学士課程との関係を明確にした上で、それぞれの目的に適合する教育課程の編成を行う。</p> <p>b 博士後期課程では、自立的な研究能力を有する研究者や教育者などの養成に向け、博士前期課程との連続性を考慮した教育課程の編成を行う。</p> <p>c 看護学研究科修士課程においては、「感染看護」「小児発達看護」「地域保健看護」分野の専門看護師プログラムをさらに充実する。また、博士課程の設置に当たっては、各領域看護を医療機関・在宅・地域の各広域に連携統合するカリキュラム及び研究指導体制を確立する。</p> <p>d 事業構想学研究科博士前期課程においては、必修科目として、「高度職業人育成コース」にプロジェクト研究（インターンシップ、事例研究等）を追加するとともに、税理士・公認会計士など修了者が職業能力・資格の点で、十分な「付加価値」を持つような教育課程を整備する。また、「学術研究コース」に論文指導に関する科目と英語を追加する。さらに、博士後期課程では、専攻する領域ごとに「特別演習・」, 研究指導科目の「事業構想学特別研究」による科目履修と研究指導体制を確立する。</p> <p>e 食産業学研究科修士課程においては、教育内容を定期的に見直し、教育カリキュラム上の課題を明確化し、必要な科目整備などを迅速に行う。また、博士課程の設置に当たっては、修士課程のカリキュラムにおける到達点を見据え、整合性のあるカリキュラムを編成する。</p> <p>f それぞれの修士課程（博士前期課程）においては、学都仙台単位互換ネットワークの拡充を働きかけ、他大学院との単位互換を</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>八 教育方法</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>宮城県全体をキャンパスと位置づけ、地域貢献の視点を踏まえたより実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど、学生の勉学意欲や理解度の向上につながる、もっとも効果的な教育方法を工夫する。</p>	<p>導入する。</p> <p>g サテライトキャンパスの設置や夜間開講など、社会人の再教育が円滑に図れるようなシステムを検討する。</p> <p>八 教育方法</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>a 共通教育</p> <p>「英語教育」では、国際的なオーラル・コミュニケーション能力の養成に向けて、ネイティブ・スピーカーを増員し、30人程度のクラス別実践教育を行う。英語講義・では、1年間で2ヶ月程度の現地研修を行うなどの現地研修制度を導入する。</p> <p>「情報処理教育」では、コンピュータ・ラボ等での実習を重視し、ワープロ・ソフト、表計算ソフト、プレゼンテーション・ソフトを使いこなすコンピュータ・リテラシーを身につける授業を行う。</p> <p>「基礎ゼミ」では、学生の自主的な調査や活動、情報収集と分析及び発表とディベートを促し、大学での学習方法を身につける場とする。</p> <p>b 専門教育</p> <p>〔看護学部〕</p> <p>学生の学びの統合が効果的に図れるよう、専門基礎科目、看護専門科目及び看護専門領域間の連携を強化し、継続性・一貫性のある教育・学習支援を行う。</p> <p>看護の知識・実践力の習得が主体的に行えるよう、学生が4年間継続して使用する自己成長記録（「学びの振り返り」）を導入し、活用の定着を図る。</p> <p>カリキュラム改革による教育体制づくりを充実するため、実</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>(口) 大学院課程 高度専門職業人を目指すコース及び研究者を目指すコースそれぞれに応じた教育・研究指導の体制を整備するとともに、地域貢献の</p>	<p>習施設と協働し、学内における講義科目の内容と実習での講義内容との連携を強化する。</p> <p>県内の保健医療福祉機関の新たな臨地実習場を開拓し、あらゆる健康レベルを対象とした様々な施設における看護の学習を強化する。</p> <p>〔事業構想学部〕 地域企業でのインターンシップ教育など、実践能力を育成するための地域と連携した教育活動を強化する。 各学年における習得単位数の上限設定について検討する。また、科目配当及び卒業要件単位数の見直しを行い、科目配置の年次バランスの確保を図る。</p> <p>〔食産業学部〕 地域食産業から題材を選んで講義を行うなど、地域食産業の実態を意識した、地域と連携した教育活動をより一層充実する。 農場実習やケースメソッドによる教育を充実する。 1・2年次の学外施設見学を前段階とした、3年次の必修インターンシップをさらに充実する。地域の農水産業、食品加工業、食サービス業、食品流通業等から構成される食産業フォーラム（仮称）と連携したプログラムを作成・実施する。 少人数教育を引き続き実施するとともに、生物・化学・工学系と経済・経営系の学際的な融合を実現するため両分野教員による講義を実施する。</p> <p>(口) 大学院課程 〔看護学研究科〕 専門看護師プログラムをモデルとして、他の専門分野におい</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>視点を踏まえて、効果的な教育方法を工夫する。</p>	<p>でもそれぞれの専門性に対応した教育目標を定め、これに適合した教育方法を整備する。</p> <p>講義の聴講や演習への参加の自由度を高めるなど、専攻領域を超えたディスカッションの機会が多く得られるような体制を整備する。</p> <p>指導方針を共有し、主担当及び副担当による教育・指導体制を一層強化する。</p> <p>〔事業構想学研究科（博士前期課程）〕</p> <p>フィールドワークを組み込んだ多様な研究形態を実践する。</p> <p>「高度職業人育成コース」においては、取得可能資格を明確にし、取得のための支援や指導を行う。</p> <p>「学術研究コース」においては、理論に基づく専門的な研究能力を養う指導を行う。</p> <p>〔事業構想学研究科（博士後期課程）〕</p> <p>「産業・事業システム領域」においては、新たな産業・事業創出が可能な人材を輩出するため、経営と技術が学際的に融合した研究指導を行う。</p> <p>「地域・社会システム領域」においては、地域社会・公共機関との連携によるフィールドワークを活用した研究を行う。</p> <p>研究能力のみならず、プロジェクトマネージャーとしてのコミュニケーション力、リーダーシップの育成にも力点を置いた指導を行う。</p> <p>大学院学生による学会・論文など学外での発表に対する支援を行う。</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>二 成績評価</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>公平で透明性のある評価基準により，それぞれの学生の学習到達度を測定し，厳正な成績評価を行う。</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>イ 適正な教員配置</p> <p>全学共通教育，各学部及び各研究科の教育課程や学生数に対応した教員組織を編成する。また，模擬授業の導入など教員選考方法や教員資格審査手続を見直し，授業科目の内容に応じた教育研究業績，実務</p>	<p>〔食産業学研究科〕</p> <p>大学院学生の希望するキャリアパスに対応したきめ細かな教育を行う。</p> <p>県内の試験研究機関や企業と協力し，現場での課題を取り上げた授業やインターンシップ，プロジェクト研究などを通じて，地域の食産業と連携した教育を行う。</p> <p>高度に専門的な職業人を目指す大学院学生には，現場での課題解決力を高める教育を行う。</p> <p>研究者を目指す大学院学生には，専攻分野における専門的な研究能力を身につける教育を行う。</p> <p>二 成績評価</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>a 授業の達成目標及び成績評価基準を明示し，厳正な成績評価を行う。</p> <p>b 成績評価における学生の質問に対応するシステムを充実する。</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>a 授業の達成目標及び成績評価基準を明示し，厳正な成績評価を行う。</p> <p>b 学位授与の方針や基準を明示するとともに，領域審査員や外部審査員の導入などにより，学位審査制度を充実する。</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 適正な教員配置</p> <p>(イ) 各学部及び各研究科の目的，目標達成に向けた教員組織を整備する。</p> <p>(ロ) 各学部の教員定数の見直しを行う。</p>

中期目標案	中期計画案
<p>経験等を有する教員を，年齢構成や男女比にも配慮しながら採用・配置する。さらに，教育の支援や産学連携活動の強化のため，国際センター，地域連携センターに専任教員等を配置する。</p> <p>□ 教育及び教員の質の向上 教育活動の質の向上を図るため，教員評価に係る評価項目等の見直しを行い，教員評価の精度及び公平性を向上させる。また，学生によ</p>	<p>(ハ) 厳正で透明性の高い教員選考を行うため，教員の選考は公募制を原則とし，選考基準や選考結果を公表する。</p> <p>(ニ) 選考対象者の教育力，研究力を審査するため，模擬授業，研究成果発表等のプレゼンテーションを実施する。</p> <p>(ホ) 大学院博士課程の設置申請時や新たに大学院を担当する教員については，全学評価委員会で教員資格審査を行う。</p> <p>(ヘ) 教員の採用に当たっては，教員の年齢構成，男女比にも配慮する。</p> <p>(ト) 共通教育に係る担当教員の選任，配置等を適正に行うため，共通教育センターや共通教育運営委員会の役割を明確にする。</p> <p>(チ) 国際センター，地域連携センターに専任教員及び各学部の兼務教員を適切に配置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【数値目標・目標年度】</p> <p>学士課程開設科目中の専任教員担当科目比率 76.3% (平成 20 年度) 80% (平成 26 年度)</p> <p>教員定数の見直し (平成 23 年度)</p> <p>教員採用時の公募制実施率 100% (平成 22 年度)</p> <p>選考に当たったのプレゼンテーション実施率 100% (平成 22 年度)</p> <p>看護学部 看護学専門の男性教員比率 2.5% (平成 20 年度) 10% (平成 26 年度)</p> <p>事業構想学部 女性教員比率 6% (平成 20 年度) 10% (平成 26 年度)</p> <p>食産業学部 女性教員比率 6% (平成 20 年度) 10% (平成 26 年度)</p> </div> <p>□ 教育及び教員の質の向上 (イ) 教員評価 教育内容，方法の改善に不断に取り組むため，教員評価に係る評</p>

中期目標案	中期計画案
<p>る授業評価を全学で実施し，その結果を授業内容の改善等に反映させる。さらに，教員の教育能力向上のため，FD（教員の集団教育研修）の見直し等により，研修制度を充実させる。</p> <p>八 教育環境の整備 学生の能力向上や教員の教育研究活動を促進するため，専門図書の充実，図書の電子化，学内情報ネットワークの高速化等の整備を図る</p>	<p>価項目等の見直しを行い，教員評価を実施する。</p> <p>(ロ) 授業評価 学生による授業評価を全学統一方式で実施し，授業評価の結果をもとに「授業改善計画」を策定する。</p> <p>(ハ) 教員研修 a 全教員を対象に毎年行っているFD（教員の集団教育研修）について，課題を設定し，その対応案をまとめる課題解決型の研修として実施する。 b 研究費による長期・短期の海外研修制度を充実するとともに，海外研修を含む自主研修制度の利用を奨励する。 c 教員の教育研究能力の向上を図る制度として，サバティカル制度の導入を検討する。</p> <div data-bbox="1317 850 2092 1270" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【数値目標・目標年度】</p> <p>学部，研究科における授業評価の科目実施率 60%（平成19年度） 100%（平成26年度）</p> <p>対象科目に係る授業評価の実施率 100%（平成19年度） 100%（平成26年度）</p> <p>学生の授業評価回答率 60%（平成19年度） 80%（平成26年度）</p> <p>教員のFD参加率 88%（平成19年度） 100%（平成26年度）</p> </div> <p>八 教育環境の整備 (イ) 学生満足度調査の回収率を一層高め，その結果を教育環境の整備に活用する。</p>

中期目標案	中期計画案
<p>とともに、学生の語学修得等のための環境を整備する。</p> <p>(4) 学生への支援に関する目標</p> <p>イ 学習支援</p> <p>学生の勉学意欲向上及び大学での学習方法を身につけさせるため、学生への学習指導，履修相談，進路相談等の支援体制を強化・拡充する。また，履修モデルを充実させるなど，学生の進路や達成目標に沿った履修が十分に行える環境づくりを行う。</p>	<p>(ロ) 専門図書の実充，図書の電子化，館内環境の整備等を進めることにより，利用者数，貸出冊数の増加を図る。</p> <p>(ハ) 高度な教育研究活動に対応するため，学内情報ネットワークの高速化，大容量化を図る。</p> <p>(ニ) IT やメディアを利用した授業，学生への情報提供，学内の情報共有等，教育研究活動における情報システムの利活用を進める。</p> <p>(ホ) 学生の英語教育を支援するため，オーラル・コミュニケーション訓練，e-ラーニング自習システム等を充実する。</p> <div data-bbox="1272 571 2094 997" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【数値目標・目標年度】</p> <p>卒業時・修了時に実施する学生満足度調査回収率 85% (平成 19 年度) 95% (平成 26 年度)</p> <p>学生 1 人当たり蔵書数 67 冊 (平成 20 年 5 月) 90 冊 (平成 26 年 5 月)</p> <p>入館者数利用者数 118,540 人 (平成 19 年度) 135,000 人 (平成 26 年度)</p> <p>館外貸出冊数 22,497 冊 (平成 19 年度) 25,000 冊 (平成 26 年度)</p> </div> <p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 学習支援</p> <p>(イ) 「基礎ゼミ」において大学での学習方法を身につける教育を行うとともに，1 年次前期から 2 年次前期における必修英語クラスにおいてクラス担任制を導入し，各学部の教務委員会や学生委員会と連携しながら，学生生活が円滑に進むように支援体制を強化する。</p> <p>(ロ) 授業科目毎にシラバスにもオフィスアワーを明記するなどにより，相談体制を充実する。</p> <p>(ハ) 長期欠席者をリスト化し，定期面談を実施することにより留年者</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案																				
<p>□ 生活支援 快適な学生生活を実現するため、環境を整備するとともに、学生との意思疎通を密にし、学生への生活支援を組織的に行う。</p> <p>八 就職支援 学生へのきめ細かな就職支援を行うため、企業・医療機関と連携した説明会を行うなど、進路指導を強化・拡充する。</p>	<p>等に対する学習支援を強化する。 (二) 保護者(保証人)に成績・修学状況について、定期的に報告する制度の導入を検討する。 (ホ) 定期面談などにより、科目等履修生、研究生等に対する学習支援を強化する。 (ヘ) 各学部各学科とも、複数の履修モデルを提示し、それぞれのモデルの到達目標及び到達方法を明示するとともに、学生への履修ガイダンスなどを通じて周知する。</p> <table border="1" data-bbox="1272 560 2096 756"> <thead> <tr> <th>【数値目標・各学部・毎年度】</th> <th colspan="3">平成 19 年度実績</th> </tr> <tr> <td></td> <th>(看)</th> <th>(事)</th> <th>(食)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休学率(年人数/収容定員)2%以下</td> <td>1.2%</td> <td>1.7%</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>退学率(年人数/収容定員)1%以下</td> <td>0.8%</td> <td>1.6%</td> <td>0.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 生活支援 (イ) 学生のニーズを的確に把握し、キャンパス・アメニティ等を充実する。 (ロ) 学生が抱える心身の問題に対応するため、学生生活委員会、保健室、学生相談室等の連携による相談体制を強化する。</p> <table border="1" data-bbox="1303 1018 2096 1126"> <thead> <tr> <th>【目標年度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャンパス内全面禁煙の実施(平成 21 年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>八 就職支援 (イ) キャリア開発室の活動を強化し、大学主催の企業等説明会、企業・病院とのセミナー等を開催することにより、学年進行に対応した指導を充実する。</p> <table border="1" data-bbox="1290 1342 2096 1493"> <thead> <tr> <th>【数値目標・目標年度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学主催の企業等説明会の数(首都圏企業/地域企業) 3件(平成 19 年度) 6件(平成 26 年度)</td> </tr> </tbody> </table>	【数値目標・各学部・毎年度】	平成 19 年度実績				(看)	(事)	(食)	休学率(年人数/収容定員)2%以下	1.2%	1.7%	2.4%	退学率(年人数/収容定員)1%以下	0.8%	1.6%	0.8%	【目標年度】	キャンパス内全面禁煙の実施(平成 21 年度)	【数値目標・目標年度】	大学主催の企業等説明会の数(首都圏企業/地域企業) 3件(平成 19 年度) 6件(平成 26 年度)
【数値目標・各学部・毎年度】	平成 19 年度実績																				
	(看)	(事)	(食)																		
休学率(年人数/収容定員)2%以下	1.2%	1.7%	2.4%																		
退学率(年人数/収容定員)1%以下	0.8%	1.6%	0.8%																		
【目標年度】																					
キャンパス内全面禁煙の実施(平成 21 年度)																					
【数値目標・目標年度】																					
大学主催の企業等説明会の数(首都圏企業/地域企業) 3件(平成 19 年度) 6件(平成 26 年度)																					

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>二 経済的支援 各種奨学金制度の活用について情報提供を行うとともに、大学独自の支援策を実施する。</p>	<p>(ロ) 臨地実習やインターンシップなど、地域と連携した実践教育を充実する。</p> <div data-bbox="1308 288 2094 435" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【数値目標・目標年度】 インターンシップ参加率（事業構想学部） 30%（平成 19 年度） 50%（平成 26 年度）</p> </div> <p>(ハ) 卒業生のキャリア開発支援及びキャリアアップを図るため、非正規雇用者への再教育及びUターン希望者への支援を行う。</p> <p>(ニ) 看護学部においては、国家試験合格及び就職並びに卒業後の助産師、専門看護師、認定看護師などのキャリアパスに対する支援を強化する。</p> <p>(ホ) 事業構想学部においては、授業科目「キャリア開発」を充実する。</p> <div data-bbox="1158 751 2094 1091" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【数値目標・毎年度】</p> <p>看護師国家試験新卒合格率 100% 参考：95.4%（平成 19 年度） 保健師国家試験新卒合格率 100% 参考：94.7%（平成 19 年度） 就職率（文科省基準，各 4 月 1 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護学部 100% 参考：94.3%（平成 19 年度） ・事業構想学部 95% 参考：97.2%（平成 19 年度：開学以来最高） ・食産業学部 95% 参考：平成 20 年度第 1 期生卒業 </div> <p>(ヘ) 大学院研究科においては、キャリア開発担当及び指導教員が、新規就職や職場復帰について、能力・資格に応じた適切な進路指導・就職支援を行う。</p> <p>二 経済的支援 学生に対して授業料の減免制度や日本学生支援機構奨学資金制度等についてきめ細かな情報の提供を行うとともに、企業等からの寄附金による「宮城大学奨学基金（仮称）」を創設する。</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>ホ 社会人・留学生への支援 社会人・留学生等にも広く門戸を開くため、多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど、学びやすい環境と支援体制を整備する。</p> <p>2 研究に関する目標</p> <div data-bbox="203 480 1077 668" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【重点目標】 地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行い、その成果を教育に反映させるとともに地域社会に還元する。</p> </div> <p>(1) 研究水準及び研究成果に関する目標</p> <p>イ 研究の方向性 社会や時代の要請を的確に把握しながら、地域に役立つ大学として、地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し、その発展に寄与する。</p>	<p>ホ 社会人・留学生への支援 (イ) 社会人が履修しやすい受講形態を提供するため、サテライトキャンパス等の設置や夜間開講について検討する。 (ロ) 留学生相談窓口及び留学生向け教育プログラムを充実する。</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 研究の方向性 (イ) 地域社会のニーズに対応した研究テーマを設定し、実践的かつ課題解決型の研究を推進する。 (ロ) 看護・事業構想・食産業それぞれの分野の研究及び学部横断的な研究を推進する。 (ハ) 各学部・研究科の特性を生かし、地域の公的試験研究機関、企業との連携を深め、研究の活性化を図る。</p> <div data-bbox="1301 1091 2096 1289" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【数値目標・目標年度】 宮城県及び隣県東北地域共同研究・奨学寄附金・受託研究数 14件(平成19年度) 30件(平成26年度)</p> </div> <p>(二) 最新の科学的知識・技術・手法を動員・結合して成果を産み出し、その実用化・産業化を図る。</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案																											
<p>□ 研究水準の向上 教員の研究者としての能力を高めることにより，社会的に評価される研究水準の達成を図る。</p> <p>八 研究成果の地域社会への還元 シンポジウムや公開講座の開催，自治体との連携を推進することなどにより，大学の研究成果を地域社会に積極的に還元する。</p>	<p>□ 研究水準の向上 (イ) 教員の研究水準の数値目標を設定し，学術誌（レフリード・ジャーナル）への掲載や学会発表などにより，その研究水準の達成に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1265 375 2094 699"> <thead> <tr> <th rowspan="2">【数値目標・各学部】</th> <th colspan="3">平成 21～26 年度累積数</th> </tr> <tr> <th>(看)</th> <th>(事)</th> <th>(食)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際ジャーナル論文掲載数</td> <td>30 以上</td> <td>10 以上</td> <td>80 以上</td> </tr> <tr> <td>論文誌（全国）論文掲載数</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>学術専門図書刊行数</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>受賞作品数</td> <td>-</td> <td>15</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>取得特許数</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 学術論文の発表の場である研究紀要の質的な向上を図るため，論文の編集・査読制度を充実する。</p> <p>八 研究成果の地域社会への還元 (イ) 大学の研究成果を地域に生かす社会活動拠点である地域連携センターを核として，産学官連携の取組を強化するとともに，シンポジウムや公開講座などの開催を通じ，研究成果を積極的に地域社会に還元する。 (ロ) 国や自治体の各種審議会委員への従事や，研修会・講演会などへの講師派遣により，教員の知的財産を地域社会に還元する。 (ハ) 自治体との協定に基づいた連携協力などにより，地域社会の活性化に寄与する。 (ニ) ホームページなどにより研究成果の情報発信を積極的に行う。</p>	【数値目標・各学部】	平成 21～26 年度累積数			(看)	(事)	(食)	国際ジャーナル論文掲載数	30 以上	10 以上	80 以上	論文誌（全国）論文掲載数	70	50	150	学術専門図書刊行数	10	10	50	受賞作品数	-	15	5	取得特許数	-	2	3
【数値目標・各学部】	平成 21～26 年度累積数																											
	(看)	(事)	(食)																									
国際ジャーナル論文掲載数	30 以上	10 以上	80 以上																									
論文誌（全国）論文掲載数	70	50	150																									
学術専門図書刊行数	10	10	50																									
受賞作品数	-	15	5																									
取得特許数	-	2	3																									

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>(2) 研究の実施体制等に関する目標</p> <p>イ 研究の実施体制 教員の研究活動を促進するとともに，研究成果が地域に還元される研究支援体制を整備する。</p> <p>ロ 研究費の配分 研究活動を促進し，研究水準の向上を図るため，公正で透明性の高い方法により研究費を配分することができるよう研究費配分システムを充実させる。</p> <p>ハ 研究者の配置 研究水準の向上，研究成果の活用促進を図るため，研究力の高い教員を配置する。</p> <p>ニ 研究環境の整備 研究活動の活性化と効率化を図るため，ソフト及びハード両面にお</p>	<p>(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 研究の実施体制 (イ) 研究担当理事を配置し，学外機関との連携強化，外部資金の獲得等を主導する。 (ロ) 研究委員会を中心とした学部横断的な研究支援体制を強化する。 (ハ) 研究補助者を確保するほか，大学院学生等の研究プロセスへの参加を勧める。</p> <p>ロ 研究費の配分 (イ) 一般研究費については，基準額の見直しなど，より競争的な資金配分システムを検討する。 (ロ) 指定研究費（国際共同研究，地域共同研究），海外研究費（長期，短期）は研究計画及び実績の審査に基づき配分する。 (ハ) 国際学会等派遣旅費は，国際学会発表のプライオリティを基準に配分を決定する。 (ニ) 産業化プロジェクト研究費は，シーズの実用化，産業化を促進する研究に重点的に配分する。 (ホ) 指定研究，長期海外研究，産業化プロジェクト研究については，成果発表会を開催する。一般研究費による研究については，研究委員会で成果を点検する。</p> <p>ハ 研究者の配置 研究業績の厳密な審査や研究成果に係るプレゼンテーションを実施するなど，教員の選考方法を改善し，より研究力の高い教員を配置する。</p> <p>ニ 研究環境の整備 (イ) 研究時間の確保</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>ける研究環境の整備に努める。</p> <p>ホ 研究活動の評価 研究水準の向上のため、研究業績を適正に評価することができるよう評価システムの改善に努める。</p> <p>へ 知的財産の創出 企業や試験研究機関等との共同研究を積極的に進め、その研究成果の知的財産化と技術移転を目指す。</p>	<p>a 教員の負担を軽減するため、授業担当時間の適正な管理，全学委員会の整理統合により管理運営業務を削減する。</p> <p>b 若手教員の負担を軽減するため，学部等の運営業務，教授会業務の整理統合，分担の見直しを行う。</p> <p>c 自主研修制度やサバティカル制度により，教員が中・長期に自己の研究調査に専念できる環境を整備する。</p> <p>(ロ) 研究設備</p> <p>a 研究設備・機器等の計画的な更新を行うとともに，有効な活用等を検討する。</p> <p>b 寄附や外部資金の獲得による研究設備・機器等の整備に努める。</p> <p>ホ 研究活動の評価 研究業績を適正に評価するため，研究評価については，研究活動の成果項目，項目のウエイト，組織評価における研究評価の方法等を毎年点検し，より精度の高い評価システムを確立する。</p> <p>へ 知的財産の創出</p> <p>(イ) 産業化プロジェクト研究予算を活用し，シーズの知的財産化を図る。</p> <p>(ロ) 知的財産をデータベース化し，ホームページなどにより，学外に積極的に情報を提供する。</p> <p>(ハ) 地域連携センターなどを通じ，知的財産の技術移転を推進する。</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>第3 地域貢献等に関する目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【重点目標】 実学を柱とした教育による優れた人材の育成や、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組により、地域社会への貢献を果たす。</p> </div> <p>1 地域貢献に関する目標</p> <p>(1) 県民の高等教育機関としての役割</p> <p>「県民の高等教育機関」としての役割を果たすため、質の高い教育機会を提供し、県内への優れた人材の供給に努める。また、大学院における社会人の再教育を積極的に進める。</p>	<p>第2 地域貢献等に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 地域貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 県民の高等教育機関としての役割</p> <p>イ 入試方法の改善や教育改善への持続的取組によって、学力と意欲が高く適性に優れた県内高校生の中に本学への入学志望を広げる。</p> <p>ロ 県内高校生の本学への関心を高めるため、オープンキャンパス、出前授業及び高校訪問等を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【数値目標・各学部・毎年度】</p> <p>県内高校生の入学者比率(県内高校からの入学者数/入学者数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護学部 60%以上 参考：平成19年度 60.4% 平成20年度 70.0% ・事業構想学部 60%以上 参考：平成19年度 71.9% 平成20年度 72.0% ・食産業学部 60%以上 参考：平成19年度 62.8% 平成20年度 60.2% </div> <p>八 県内の病院や企業などにおける実習・インターンシップ・地域性のある授業の開設等を通じて県内就職者の比率を高める。</p>

中期目標案

中期計画案

(2) 地域社会への貢献

大学の教育研究の成果を地域に活かす社会活動拠点として地域連携センターを中心に、地域課題の解決や地域の活性化などに積極的に取り組むとともに、大学施設を地域に開放する。

【数値目標・各学部・毎年度】

県内就職者比率

- ・看護学部 50%以上 参考：平成19年度 54.2%
- ・事業構想学部 35%以上 参考：平成19年度 33.1%
- ・食産業学部 23%以上 平成23年度以降
参考：平成20年度第1期生卒業

二 地域の卓越した教育研究拠点とするため、大学院への社会人の受入れを積極的に進める。

【数値目標・各研究科・毎年度】

社会人の受入比率（修士課程）

- ・看護学研究科 70%以上 参考：平成20年度 81.8%
- ・事業構想学研究科 50%以上 参考：平成20年度 38.1%
- ・食産業学研究科 20%以上 参考：平成21年度設置

(2) 地域社会への貢献

イ 大学の連携，協働の窓口としての地域連携センターの機能を充実強化し，公開講座やシンポジウムの開催，共同研究，地域課題に対する技術指導・情報提供など大学の教育研究資源を活用した地域貢献を行う。

ロ 図書館の利用時間の延長や大学施設の地域への開放などサービスの拡大を図る。

ハ 県からの受託事業である認定看護師スクールの円滑な運営を確保し，受託事業終了時（平成23年度以降）の事業継承について検討する。

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>(3) 産学官の連携</p> <p>大学の教育研究の成果を地域社会に還元するため、産学官連携の推進を大学の重要な社会的役割と位置づけ、県内の産業界をはじめとした有機的なネットワークの充実に努めるとともに、県内市町村等との連携協定を積極的に進める。</p>	<div data-bbox="1256 217 2069 456" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【数値目標・目標年度】</p> <p>公開講座・シンポジウム等の開催数 10 企画（平成 19 年度） 15 企画（平成 26 年度）</p> <p>認定看護師スクール志願者数 50 人以上（平成 21 年度及び平成 22 年度）</p> </div> <p>(3) 産学官の連携</p> <p>イ 宮城県基盤技術高度化支援センター（K C みやぎ）のメンバーとしての活動を通じて共同受託研究を進める。</p> <p>ロ 地域連携センターを中心とした、産学官のネットワークをさらに充実する。</p> <p>ハ カーエレクトロニクスなど、県内進出企業に関連した教育研究を進め、これらの企業との連携を図る。</p> <p>ニ 既に協定を締結している自治体との連携を充実強化するとともに、県やその他の自治体との連携した取組を積極的に進める。</p> <p>ホ 地域連携センターに地域振興事業部を設置し、自治体、企業等を対象にした受託調査研究事業や職員研修事業を行う。</p> <div data-bbox="1256 1035 2069 1370" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【数値目標・目標年度】</p> <p>市町村との連携協定数 2 自治体（平成 19 年度） 3 自治体（平成 26 年度）</p> <p>公的機関等との連携協定数 1 件（平成 19 年度） 6 件（平成 26 年度）</p> <p>地域振興事業部調査研究の受託件数 平成 21 年度 1 件 ~ 平成 26 年度 6 件</p> </div>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>(4) 大学間の連携 大学に対する社会の期待や多様なニーズに対応するため、学都仙台コンソーシアムへの参画をはじめ、他の大学等との有機的な連携を強化する。</p> <p>2 国際交流等に関する目標 世界に開かれた大学として、教育研究の充実強化を図るため、学生や教職員の国際交流を推進するとともに、海外大学等との連携による教育研究活動を通して国際社会への貢献を図る。</p>	<p>(4) 大学間の連携 学都仙台コンソーシアムへの参画による単位互換授業の提供や、サテライトキャンパスの公開講座の実施などにより、大学間の連携を強化する。</p> <div data-bbox="1281 379 2092 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【数値目標・目標年度】</p> <p>単位互換授業の実施 派遣人数 4 人・提供科目数 55 科目（平成 19 年度） 20 人・80 科目（平成 26 年度）</p> <p>サテライトキャンパス公開講座の実施数 6 講座（平成 19 年度） 10 講座（平成 26 年度）</p> </div> <p>2 国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 国際交流を推進するための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 国際センターの教職員を拡充する。 ロ 海外大学との往来・情報交換を活発化させ、情報収集力を強化する。 ハ 主催事業を積極的に開催し、情報発信に努める。 <p>(2) 海外大学等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 交換学生の授業料免除、単位認定や共同研究、本県企業と海外大学との共同研究への支援など、実効性を重視した大学間協定締結を推進する。 <div data-bbox="1272 1152 2092 1299" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【数値目標・目標年度】</p> <p>大学間国際交流協定締結数 4 校（平成 20 年度） 10 校（平成 26 年度）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ロ 福祉サービスと福祉技術に関する国際シンポジウムの開催を踏まえて、協定校等との間で、国際センターを中心に国際シンポジウムを開催する。

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【重点目標】 第三者の視点を取り入れた弾力的な人事制度を構築するとともに、任期制や年俸制などを積極的に取り入れることにより、業務運営の改善及び効率化を図る。</p> </div> <p>1 運営体制の改善に関する目標 (1) 理事長を中心とする運営体制の構築 理事長のトップマネジメントにより、法人全体の視点に立った迅速な意思決定を行うことのできる運営体制を構築し、戦略的で機動的な法人運営を行う。また、法人の業務運営の適正化及び透明性を確保するため、監査体制の充実を図る。</p>	<p>(3) 留学・留学生支援 イ 留学生相談窓口を整備する。 ロ 外国人留学生を対象とした特別入学枠を各学部5%に拡大することを<u>目指す</u>。 ハ 外国人留学生の勉学意欲を高め、留学生受入れの一層の推進を図るため、独自の奨学制度を検討するとともに、国費留学生等の積極的な受入れを行う。 ニ 外国に留学を希望する学生に対する語学研修や留学試験の情報提供など留学しやすい環境を整備する。 ホ 民間企業と連携した留学支援を実施する。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 (1) 理事長を中心とする運営体制の構築 イ 副理事長及び理事は、総務企画、教育、研究、人事、財務等の担当制とし、その権限と責任を明確化する。 ロ 理事会の定期的な開催、機動的な運営により、重要事項を迅速に決定する。 ハ 理事長を補佐するため、理事長室（仮称）を設置し、企画・広報・評価等のスタッフ機能を備えた体制を整備する。 ニ 理事会、経営審議会、教育研究審議会の役割分担を明確にし、連携を密にする。</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>(2) 戦略的な<u>予算等の配分</u> 法人の経営戦略に基づき、全学的な視点に立った効果的かつ効率的な<u>予算等の配分</u>を行う。</p> <p>(3) 学外の有識者等の登用 役員や審議会委員に優れた知識経験や能力を有する学外者を登用し、地域に開かれた大学運営を推進する。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 教育研究に対するニーズや社会環境の変化を的確に見極め、公立大学としての責務を踏まえた上で、必要に応じ教育研究組織を見直す。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標 (1) 人事制度 法人の自主的・自律的な運営により、教育研究活動や地域貢献を推進するため、法人化のメリットを最大限に生かし、第三者の視点を取り入れた弾力的な人事制度を構築する。また、優れた人材を確保するため、</p>	<p>ホ 教授会の審議事項を精選し、教育研究審議会との役割分担を明確にする。</p> <p>ヘ 内部監査機能の充実を図るため、<u>他の組織から独立した監査室を設置する。</u></p> <p>ト 教職員がそれぞれの専門性を発揮するとともに、一体となって業務運営の効率化を図る。</p> <p>(2) 戦略的な<u>予算等の配分</u> 地域に貢献するプロジェクトや学部横断的な研究など、戦略的な観点から<u>予算や人員</u>を重点的に配分するシステムを構築する。</p> <p>(3) 学外の有識者等の登用 イ 財務、産学連携など、専門性の高い分野を担当する理事等に学外の有識者等を登用する。 ロ 経営審議会の委員に、経営に関する有識者、民間企業経験者等の学外者を積極的に登用する。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 (1) 定員充足状況、就職状況、教育研究や運営に関する実績、評価結果等を踏まえ、学部、学科、研究科、専攻の見直し等を行う。 (2) 地域連携センター、国際センター、総合情報センター及び全学委員会の役割、機能について常に実績を評価し、必要に応じ見直しを行う。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 人事制度 イ 教員の採用に当たっては、外部者の意見を取り入れる。 ロ 教員の効率的な教育研究活動に資するため、専門業務型裁量労働制を導入する。</p>

中期目標案	中期計画案
<p>任期制をより一層推進する。</p> <p>(2) 評価制度 組織の活性化を図るため、役員及び教職員に対し年俸制を導入する。また、業績を適正に評価し、その評価結果を人事、給与等に反映させる。</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標 (1) 事務組織の見直し 事務組織の機能向上と事務処理の効率化を図るため、事務組織について定期的な点検を実施し、必要に応じ見直しを行う。また、大学業務に精通した専門性の高い職員の育成を図る。</p>	<p>ハ 特定の課題に対応するため、任期付きの教員採用を実施する。 ニ 優れた人材を確保するため、任期制をより一層推進する。 ホ 事務職員については、初年度は県からの派遣職員を中心とするが、平成22年度以降、段階的に法人独自に職員（プロパー職員）を採用し、その割合を事務職員全体の5割まで引き上げる。 ヘ 事務職員の内部昇任、キャンパス間人事異動を実施し、活性化を図る。 ト プロパー職員の他大学等との人事交流について検討する。 チ 専門的業務を担当する任期付きの職員採用を必要に応じて実施する。</p> <p>(2) 評価制度 イ 役員及び教員並びにプロパー職員に対し年俸制を導入し、毎年の業績評価により年俸を決定する。 ロ 教員の評価については、<u>客観相対評価の公平性・信頼性を高めるほか、一部に自己申告の目標評価を加味して</u>、現行の4領域（教育・研究・社会貢献・管理運営）による評価を行う。 ハ 教育評価に授業評価を反映する。 ニ プロパー職員の評価については、他大学等の評価制度を踏まえ、勤労意欲の向上や能力の発揮に資する制度の導入を検討する。</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (1) 事務組織の見直し イ 事務組織について毎年点検を行い、必要に応じ見直しを行う。 ロ 職員の基礎的、専門的な能力向上のため、体系的な職員研修制度を整備する。</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>(2) 事務の効率化 事務処理を効率的に行うため、事務手続の集約化、簡素化を図るとともに、業務の外部委託等の活用を進める。</p> <p>第5 財務内容の改善に関する目標</p> <div data-bbox="206 855 1099 1007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【重点目標】 経費の縮減，人件費の抑制，外部資金の積極的な獲得などにより，財務内容の改善を図る。</p> </div> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 (1) 外部資金の獲得 科学研究費補助金をはじめ，受託研究費や奨学寄附金など，外部資金の獲得に組織的に取り組む。</p>	<p>(2) 事務の効率化 イ 本部機能を大和キャンパス事務局に集約し，事務手続の簡素化・合理化を図る。 ロ 事務処理フローの点検・見直しを行い，事務処理マニュアルを作成する。 ハ 学内決裁手続や各種申請，届出等に係る事務処理の電子化を一層推進する。 ニ 費用対効果の向上が期待できる，給与計算業務，窓口業務等の業務を対象に業務の外部委託を進める。 ホ 財務会計，学生教務等に係る業務のシステム化・ネットワーク化を推進する。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 外部資金の獲得 イ <u>理事長室（仮称）で「質の高い大学教育推進プログラム」や「グローバルCOEプログラム」など，大学の教育研究改革に資する大型外部資金獲得のための企画を行うほか，研究担当理事及び研究委員会が主導し，競争的外部資金に関する情報収集，申請手続等の支援に組織的に取り組む。</u> ロ 研究や活動内容をデータベース化した教員の情報を外部に対して積</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>(2) 自己収入の確保 法人の安定的な経営が行えるように自己収入を確保するため、収入源の見直しや新たな収入源の拡充を図る。</p> <p>(3) 授業料等の適切な設定 地域への教育機会提供のため、授業料をはじめとする学生納付金については、法人の収入状況及び社会情勢を勘案して適切に設定するとともに、授業料等の減免制度について適宜見直しを行う。</p>	<p>極的に広報することにより、外部資金の受入れを促進する。</p> <p>ハ 外部資金の導入を進めるため、各教員の申請状況や獲得額を研究費の配分や教員評価に反映する仕組みを確立する。</p> <p>ニ 受け入れた外部資金に対し適切な間接経費を賦課し、受入増加のために活用できる予算を確保する。</p> <div data-bbox="1234 448 2101 874" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【数値目標・目標年度】</p> <p>講師以上の教員の科学研究費補助金申請者率 50.5% (平成 20 年度) 80% (平成 26 年度)</p> <p>講師以上の教員の科学研究費補助金獲得者率 15.5% (平成 20 年度) 20% (平成 26 年度)</p> <p>一人当たり平均外部資金獲得額 61万円 (平成 19 年度) 143万円 (平成 26 年度)</p> <p>外部資金獲得総額 (140 人で計算) 8,584万円 (平成 19 年度) 2億円 (平成 26 年度)</p> </div> <p>(2) 自己収入の確保 イ 有料講習・研修を実施し収入の確保に努めるほか、各種主催事業に外部資金を導入する。 ロ 大学の外部者の施設利用を積極的に進め、施設利用規程に基づき施設利用料を徴収することにより、自己収入の増加を図る。 ハ 各種のパンフレットへの広告やホームページへのバナー広告を募集するなど、広告収入の確保に努める。</p> <p>(3) 授業料等の適切な設定 イ 入学者選抜手数料、入学金、授業料などについて定期的な見直しを行い、社会情勢や他の国公立大学の動向を踏まえ適正な金額を設定する。</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>2 経費の抑制に関する目標 役職員がコスト意識を持ち、予算の効率的な執行や業務の簡素化・合理化・契約方法の見直しなどにより、経費の縮減に努める。また、効果的な組織運営や適正な人員配置により、人件費の抑制を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 適切な資産運用管理を行う体制を整備し、長期的かつ経営的視点に立った法人資産の効果的・効率的な活用を図る。</p> <p>第6 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 自己点検・評価の充実に関する目標 自己点検・評価を定期的実施するとともに、認証評価機関による第三者評価を受ける。また、その結果については、教育研究及び大学運営の改善に反映させるとともに、これを県民に分かりやすく公表する。</p>	<p>ロ 授業料等の納付金について適正に債権管理し、口座引き落とし等により確実な徴収を行う。</p> <p>ハ 授業料，入学金の減免制度について適宜見直しを行い，収入の確保に努める。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (1) 役職員一人ひとりが経費抑制の意識を持って行動し，節水，節電及び電子メールの活用等による管理的経費の削減や消耗品費の節減を周知・徹底する。 (2) 一括発注，複数年度契約などによるコスト削減により費用を抑制する。 (3) 委託が適切と思われる業務は業務委託（アウトソーシング）を積極的に活用する。 (4) 組織の見直しと職務能率の向上を図り，人件費の縮減に努める。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (1) 定期的な資産の点検を行い，適切に維持管理し，<u>有効活用を図る</u>。 (2) 余裕資金の管理運用に当たっては，安全性・確実性に配慮する。</p> <p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための措置 (1) 学生や県民など多方面の意見を聴き，その意見を取り入れるなど評価方法を充実するとともに，自主的・自律的な大学運営の視点に立った組織的かつ厳正な評価を実施する。 (2) 認証評価機関による第三者評価に向け，平成24年度に自己点検・評価を実施する。</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>2 情報公開の推進等に関する目標</p> <p>法人の組織運営及び大学の教育研究活動の実績については、積極的に情報を発信し、県民をはじめとする社会への説明責任を果たす。</p> <p>第7 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>全学的に施設設備の有効活用を図った上で、中長期的な視点に立った計画的な施設整備を行うとともに、良好な教育研究環境を保持するため、施設等の適切かつ効率的な維持管理を行う。</p>	<p>(3) 自己点検・評価をもとに客観的な評価を行うものとして、認証評価機関による第三者評価を平成25年度に受ける。</p> <p>(4) 自己点検・評価や第三者による評価の結果は、経営審議会及び教育研究審議会や理事会で十分に内容を検討し、改善すべき点については適切な改善策を講じる。</p> <p>(5) 評価の結果及び改善策については、次期中期計画の策定に当たり、その内容を反映するなど、大学の業務運営の向上に役立てるとともに、ホームページなどにより公表する。</p> <p>2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 法人運営の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすため、中期目標、中期計画、年度計画、財務諸表等をはじめ、理事会等の各種議事録等についてもホームページなどにより、積極的な情報公開を行う。</p> <p>(2) <u>学長定例会見を開催するほか</u>、ホームページを充実し、教育情報や研究情報、大学運営情報などを分かりやすく定期的に発信する。</p> <p>(3) 学内における広報活動は報道担当者を配置し、年間の活動計画を策定するなど、効果的・効率的な広報体制を確立する。</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 土地建物などの活用状況の点検・評価を行い、有効利用を図る。</p> <p>(2) 施設の整備に当たっては、中・長期的な計画を策定する。</p> <p>(3) 設備の更新に当たっては省エネルギー等へ配慮するとともに、キャンパスレンジャー等学生参加型による、環境と共生し調和するエコキャンパスづくりを推進する。</p> <p>(4) 施設設備の維持管理については、管理規程を整備し、適切かつ効率的に行う。</p>

中 期 目 標 案	中 期 計 画 案
<p>2 安全管理等に関する目標 安全衛生管理体制を整備・確立し、より安全なキャンパス環境を創出する。また、十分な情報セキュリティ対策を図り、情報管理を徹底する。</p> <p>3 人権の尊重に関する目標 人権侵害を防止するため、全学一体となった体制整備を図るとともに、研修会等を通じて人権尊重に対する役職員及び学生の意識向上を図る。</p>	<p>2 安全管理等に関する目標を達成するための措置 (1) 労働安全衛生法等関係法令を踏まえ、関係規程等を整備し、学生及び教職員の安全衛生管理体制を確立する。 (2) 災害及び犯罪等の不測の事態に備え、対応マニュアルの周知徹底を図るとともに、定期的な研修・訓練を実施する。 (3) 地域防災における大学の役割を明確にするため、マスタープランを策定する。 (4) 情報セキュリティポリシーを策定するとともに、関係規程等を整備し、情報管理体制を確立する。 (5) 情報セキュリティ教育を徹底する。</p> <p>3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置 (1) <u>セクシュアル・ハラスメント</u>、<u>アカデミック・ハラスメント</u>、<u>パワー・ハラスメント</u>等の人権侵害を防止するため、人権侵害の防止等に関する規程などを整備するとともに、相談窓口を設置する。また、研修会等を通じて人権侵害防止について周知徹底を図る。 (2) <u>上記人権侵害等</u>、役職員の非違行為に対しては一層厳正・迅速に処置する。</p>